

ばんしん懸賞金付定期預金「ベストワン」規定（利払式自動継続扱い）

この預金は、この規定およびばんしん懸賞金付定期預金「ベストワン」取扱要項（取扱期間中の要項は窓口に備え付けています）により取扱います。

1.（受入方法）

定期預金の受入は、ご本人名義口座（以下「振替指定口座」といいます。）からの口座振替に限るものとします。なお、振替指定口座は、普通預金とします。また本定期預金の新たなお預け入れは、原則通帳式となります。

2.（懸賞金抽選権）

この定期預金には金額10万円につき1本の懸賞金抽選権（抽選番号）を付与します。その抽選番号は、通帳または、証書表面及び証書裏面記載のとおりとします。また、満期日以降、通帳には継続記載ができ、抽選番号を再度付与します。証書裏面には3回（初回含む）までの継続記載ができ、抽選番号も3回（初回含む）まで付与します。尚、継続記載は満期当日に取扱いしている懸賞金付定期預金の取扱期間内（終了後10営業日含む）に限ります。ただし、通帳・証書記載の満期日に自動継続された預金については、通帳・証書記載の抽選番号は今回限りとし、次回以降の懸賞金抽選権としての効力を持ちません。

3.（自動継続）

(1)この預金は通帳・証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利定期預金（M型）に自動的に継続します。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

4.（利息及び懸賞金）

(1)この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳・証書記載の利率（継続後の預金については上記第3条第2項の利率）によって計算し、満期日に支払います。

(2)この預金の利息並びに懸賞金（当選の場合）の支払いは、次のとおり取扱います。

この預金の利息並びに懸賞金（当選の場合）は、満期日に振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

(3)継続を停止した場合のこの預金の利息は満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4)この預金は満期日の前には解約できません。ただしこの預金を「定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第4条第4項、第5項および第6項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、当金庫が別途定める定期預金の中途解約利率にもとづき、預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

5.（懸賞金の支払方法）

(1)満期日に一括して支払います。

(2)この預金を「定期預金共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合には、懸賞金のお支払いはできません。

(3)懸賞金の支払額は抽選権1本あたり10万円を限度とします。

6.（解約）

この定期預金を解約するときは、通帳については当金庫所定の払戻請求書に、証書については裏面の受取欄に届出の印章により、記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。解約金は全て振替指定口座へ入金します。現金での支払いは致しません。

7.（懸賞金の取扱い）

(1)当選した場合の懸賞金については、「定期預金共通規定」の第10条（保険事故発生時における預金者からの相殺）の各条項に準じて、取扱います。

(2)この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力は懸賞金抽選権または懸賞金にも及ぶものとして取扱います。
この他、この規定に定めのない事項に関しては、『自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期・振替型）規定』により取扱います。

以 上